輸出令の該非判定用パラメータシート 輸出令別表第1の8の項(省令第7条第一号か					
[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの 貨物名: 			の電子組立品若しくは部分品)  パラメータシート (コンピュータ・貨物)  様式:該貨コー8(1) (別紙三号)		
型及び等級: 			(令和7年5月2	©CISTEC 20 28日施行政省令	
質 問 事 項		回	答	備	考
(装置に内蔵されたデジタル電子計算機等) 次のチからヌまでのいずれかに該当するもの 部分品か?	)及びこれらの	□ は い 以下の該当す るものにチェッ クを入れること	□ いいえ ←(判定)欄へ		
チ 他の装置に内蔵されたものであって、当記働するために必要不可欠であるもののうっ 置の主要な要素(価額構成比で35%を超さ ものか?	ち、当該装	□チ		主要な要素の ( (「主要な要素 シートにより る。)	%) ]算出
リ 他の装置に内蔵されたものであって、当該 働するために必要不可欠であるもののう 能が当該装置の信号処理又は画像強調 ているものか?	ち、その機	רו □			
ヌ 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又 (5の5)に掲げる貨物に内蔵されたもので 該装置を稼働するために必要不可欠であ	あって、当	□ヌ			
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第7条第三号チ 適用できるか?		□ は い (適用可)	□ いいえ (適用不可)		
判定 回答欄において最上段の回答が「はい」にす 「いいえ」にチェックされた場合は規制除外が			けし規制除外が適	用可、	
	作成責任 会 社	音者:(作成年月 名	日 年	月	日)
所属・役職 (フリガナ)					
検討の結果、以上相違ありません。	氏	名			印

電